

社会保険にいがた

8

一般財団法人新潟県社会保険協会

8

- 令和6年10月から法律改正によりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります
- 協会けんぽ 2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ
- 受けっぱなしにしない! 健診後の行動が大切です
- 「ボウリング1ゲーム無料券」を配付します

Contents

- <募集> 栃尾・街歩き ～とちおの魅力歩いて学ぶ～ など

2024
NO.936

ほっこり新潟



郷土の味

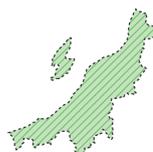
vol.5

いごねり
／ えごねり

エゴノリ



県内全域



IGONERI / EGONERI

佐渡の民宿

で初めて「いごねり」の取材をしたとき、度肝を抜かれた。海藻のエゴノリを大鍋で煮溶かし、台所の真ん中にあるステンレス台に1mほどの大きな枠を置き、どろどろした液体を豪快に流し込んで薄く広げたのだ。冷めたらくると巻き、麺のように切って完成。ネギやショウガを薬味に醤油をかけて味わう。

同じ料理が、本土の越後では「えごねり」と呼ばれる。新潟県人は「い」と「え」が逆になると言われるが、これもその流れなのか、定かではない。見た目も違う。海藻を煮溶かした後、四角い型に入れて固めて一口大に切って味わう。酢みそをかけるのが一般的だ。

どちらも冠婚葬祭の料理として江戸時代から親しまれてきた。原料のエゴノリは夏に採れる海藻で、県内では佐渡や出雲崎が主産地。全国の日本海側で採れ、九州の郷土料理「おきゅうと」もエゴノリが原料。北前船により佐渡に「おきゅうと」の食文化が伝わったといわれるが、別の説もある。縄文弥生時代に九州から佐渡に来



た人が食べ方を持ち帰り、九州では食べなかった海藻を、飢饉の際に佐渡の食べ方を習って食べ、飢えをしのいだ。だから「お救人(きゅうと)」と呼ばれるようになったという説だ。真偽は不明だが、ロマンのある話だ。

現在では手作りする家も少なくなったが、通年市販されているので気軽に手に入る。和洋中の料理やスイーツでも楽しめる、ミネラルと食物繊維たっぷりな自然食品で、猛暑を乗り切ろう。

文/高橋真理子(NPO法人にいがた食の図書館) イラスト/荒井晴美

23/ 会員事業所からのお知らせ



弥彦村

弥彦 桜井郷温泉 さくらの湯

館長 渡辺 剛

当館は、加水なし源泉100%掛け流しの日帰り温泉施設でございます。外観は、黒で統一されており風情のある落ち着いた雰囲気です。お風呂は、浴槽が大小2種類ある内湯や、移り行く弥彦(山)の四季を堪能できる開放的な露天風呂、サウナ、壺湯など、多種多様な温泉浴をお楽しみ頂けます。入館料+500円と低価格でご利用頂ける岩盤浴は、五種類の岩盤を楽しめ、体の芯から温まります。無料休憩所は大広間・リクライニングシートのラウンジ・女性専用ヒーリングスペース・クールルームなどがあります。館内着は浴衣になり、女性は4色の中から選びいただけます。お食事処では、地産地消を心掛け、四季を感じられる食材を提供しております。お得なプランや貸切個室にも対応できる別館などもあります。当館のお風呂は、毎日お湯を抜き、清掃を行い、常に清潔な環境を維持しております。安心して温泉をお楽しみください。ご来館の際は、日常の喧騒から離れ、ゆっくりとおくつろぎいただけるよう、サービスの充実を徹底しております。従業員一同、皆様のお越しを心よりお待ちしております。

令和6年
10月から

法律改正によりパート・アルバイトの 社会保険の加入条件が変わります



令和6年10月から特定適用事業所の要件が、被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人を超える事業所から被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時50人を超える事業所となります。

厚生年金保険・健康保険の加入対象

「特定適用事業所」「任意特定適用事業所」「国・地方公共団体に属する事業所」に勤務する方で、通常の労働者の1週間の所定労働時間または、月の所定労働日数が4分の3未満である方で、以下の1から4の全てに該当する方

1 週の所定労働時間が20時間以上であること

週の所定労働時間とは就業規則、雇用契約書等により、通常の週に勤務すべき時間のことです。(雇用保険の取扱いと同様です。)

所定労働時間が週単位で定まっていない場合の算定方法

1カ月単位で 定められている場合

1カ月の所定労働時間を
12分の52で除して算定します。*

(特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合は特定の月を除いて算定します。)

1年単位で 定められている場合

1年間の所定労働時間を
52で除して算定します。*

*1年間の月数を「12」、週数を「52」として週単位の労働時間に換算するものです。

1週間の所定労働時間が 短期的かつ周期的に変動する場合

平均により算定します。

2 雇用期間が2カ月以上見込まれること

ただし、雇用期間が2カ月未満であっても次のア、イのいずれかに該当する場合は加入対象となります。

対象者

- ア：雇用契約書に契約が更新される旨、または更新される可能性がある旨が明示されている場合
- イ：同様の雇用契約により雇用された者について、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

3 賃金の月額が8.8万円以上であること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各種手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8万円以上である場合となります。ただし、次に掲げる賃金は除きます。

除外 対象

- 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金(結婚手当、賞与等)
- 時間外労働、休日労働、および深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- 最低賃金法で算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当)

4 学生でないこと

大学、高等学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)等に在学する生徒または学生は適用対象外となります。(雇用保険の取扱いと同様です。)ただし、次に掲げる方は被保険者となります。

対象者

- 卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- 休学中の方
- 大学の夜間学部および高等学校の夜間等の定時制課程の方

特定適用事業所(令和6年10月以降新たに特定事業所に該当する事業所を含む)で、令和6年10月から新たに被保険者となる従業員がいる場合は「被保険者資格取得届」等の提出が必要ですので、新たに被保険者となる短時間労働者の把握、対象者への説明等の準備をお願いいたします。



短時間労働者に対する健康保険・
厚生年金保険の適用の拡大

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.html>

くわしくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。ご不明な点はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

年金の予約相談について

日本年金機構では、全国の年金事務所および街角の年金相談センターで年金相談の予約を実施しています。お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できますので、年金相談やお手続きの際はぜひご利用ください。ご予約の際は、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)をご準備ください。

予約相談のメリット

受付は
予約専用電話で!



年金の相談・請求手続きは
インターネット予約も可能!



受付時間
全日8:00
~23:30

システムメンテナンスによる停止を行うことがあります

お客様のご都合に合わせて
スムーズに相談できます!



予約受付専用電話

0570-05-4890

受付時間

月~金曜日(平日) 8:30~17:15
※土・日・祝日、年末年始を除く

※050から始まる電話でおかけになる場合 **03-6631-7521**

日本年金機構 年金の予約相談



<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/yoyaku.html>



令和6年 9月の出張年金相談のご案内

予約制

ご予約は、主催年金事務所でお受けしておりますので、事前に電話にてお申込み願います。

| 主催年金事務所(予約先TEL) | 会場 | 相談日時(予約可能な相談時間) |
|---------------------------|---|---|
| 新潟東 (025-283-1013) | 五 泉 市 福 祉 会 館 | 9月19日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| | 阿 賀 町 役 場 本 庁 | 9月26日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| 新潟西 (025-225-3008) | 佐渡市にお住いの方は『テレビ電話相談』も実施しております | 個室でプライバシーに配慮しています! むずかしい操作は一切ありません! お好きな日・時間に予約ができます! 対面相談と同じ相談が可能です! |
| 会場: 佐和田行政サービスセンター内(事前予約要) | | |
| 長 岡 (0258-88-0006) | 小 千 谷 市 民 会 館 | 9月11日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| | 小 出 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー | 9月26日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| 上 越 (025-524-4115) | 糸 魚 川 市 役 所 | 9月11日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00) |
| | | 9月25日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:00) |
| 新発田 (0254-23-2128) | 村 上 市 役 所 | 9月11日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| | | 9月25日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| | 阿 賀 野 市 水 原 総 合 体 育 館 | 9月18日(水) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| 六日町 (025-716-0008) | 十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セ ン タ ー (ク ロ ス 1 0) | 9月12日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |
| | | 9月26日(木) 10:00~15:00 (10:00~14:30) |

● 年金の相談にお越しの際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

● 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。



年金相談に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」をご利用ください

0570-05-1165

協会けんぽ 2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

収入 ● 保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。

● 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。

支出 ● 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

▶ 2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2023年度決算(見込み) 医療分

(単位:億円)

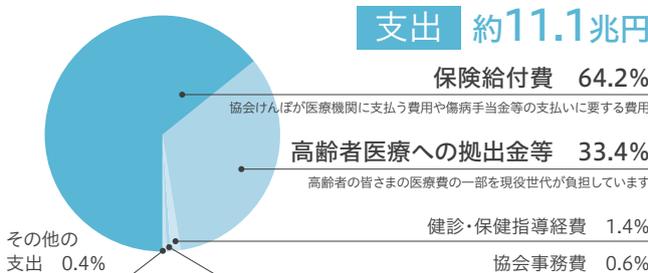
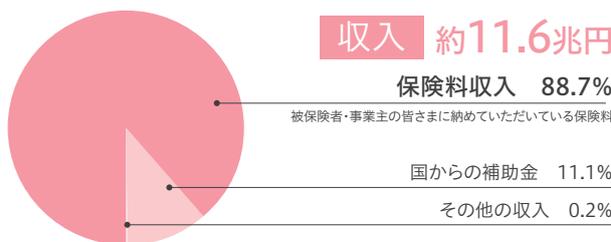
| | | |
|----|-------|------------------|
| 収入 | 保険料収入 | 102,998 (+2,577) |
| | 国庫補助等 | 12,874 (+418) |
| | その他 | 233 (+16) |
| | 計 | 116,104 (+3,011) |

| | | |
|----|-------|------------------|
| 支出 | 保険給付費 | 71,512 (+1,993) |
| | 拠出金等 | 37,224 (+1,358) |
| | その他 | 2,705 (▲683) |
| | 計 | 111,442 (+2,668) |

単年度収支差 **4,662 (+343)**

※()内は、対前年度比

※ 支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

● 団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。**

※ 高齢者医療への拠出金等 2023年度:2兆1,900億円 → 2025年度:2兆5,300億円

● 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること。**

※ 保険給付費 2023年度:7兆1,512億円 → 2028年度:7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

受けっぱなしにしない！ 健診後の行動が大切です



健診は生活習慣を振り返り、改善につなげるため、そして病気を早期発見・早期治療するための手段です

健診結果で「**要治療**」「**要精密検査**」と診断された方のうち、3か月以内に6割の方は医療機関を受診していますが、**4割の方は受診していません**。その未受診者のうち検査数値が下表に該当する方へ、**ご自宅に受診勧奨の案内**をお送りしていますが、受診する方は1割程度です。
長年にわたり放置することで、検査数値は悪化し、病気が重症化する傾向にあります。早期に医療機関で受診し、適正な治療を継続することや、生活習慣を改善することにより、病気の重症化を防げます！

事業主・健診担当者様へのお願い

- ①「**要治療**」「**要精密検査**」の項目があった従業員様に**医療機関で受診するよう**必ずお伝えください。その後、**受診の確認**も行ってください。また、勤務時間中に医療機関へ受診できるよう、**勤務時間等の配慮**にご協力をお願いいたします。
- ②右表の検査数値に該当する方へは健診受診から6か月後に受診勧奨の案内をお送りしています。
- ③**右記委託事業者**から、事業主様、事務ご担当者様経由で従業員様へご連絡させていただく場合がございます。ご協力をお願いいたします。

協会けんぽが医療機関への受診を勧める数値

| | | |
|-----|------------|------------|
| 血 圧 | 収縮期血圧 | 160mmHg以上 |
| | 拡張期血圧 | 100mmHg以上 |
| 血 糖 | 空腹時血糖 | 126mg/dL以上 |
| | HbA1c | 6.5%以上 |
| 脂 質 | LDLコレステロール | 180mg/dL以上 |

委託事業者名称 株式会社アールエムサポート
委託事業者電話番号 0120-513-010
業務委託期間 令和6年4月～令和7年3月



整骨院・接骨院のかかり方をご存じですか？

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

健康保険の対象となる場合

- 打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれなど)
- 骨折・脱臼 ※骨折および脱臼については、応急手当の場合を除き、医師の同意を得ることが必要です。



健康保険の対象とならない場合

- 病気(神経痛・リウマチ・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中のケガ



整骨院・接骨院にかかるときの注意事項

1 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上に負った負傷は健康保険は使えません。

2 申請書の内容を確認して必ず自分で署名しましょう

「療養費支給申請書」は受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

3 領収書をもらいましょう

領収書は必ずもらいましょう。金額などに相違があれば、「協会けんぽ」までご連絡ください。なお、領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

4 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8513 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!

社会保険事務講習会 9月開催のご案内

どなたでもご参加
いただけます
参加費
不要

社会保険の各種事務手続き等について、分かりやすくご説明します。
社会保険事務担当の初任者の方はもちろん、経験者の方や労務担当の方など、どなたでもご参加いただけます。

- 講習内容**
- 年金給付について(老齢年金) 講師/日本年金機構年金事務所職員
 - 雇用保険の給付について(育児休業給付・雇用継続給付) 講師/公共職業安定所職員

| 開催日 | 開催時間 | 会場 | | 定員 |
|----------|---------------------------------|------|---------------------------|-----|
| 9月2日(月) | 午後 1時30分 ～ 午後 4時00分 | 新潟市 | 新潟テルサ(中会議室) | 60名 |
| 9月3日(火) | | 新発田市 | 新発田市生涯学習センター(第1研修室) | 30名 |
| 9月5日(木) | | 上越市 | 上越市市民プラザ(第二会議室) | 52名 |
| 9月10日(火) | | 長岡市 | まちなかキャンパス長岡(301会議室) | 56名 |
| 9月12日(木) | | 三条市 | 燕三条地場産業振興センターリサーチコア(研修室4) | 48名 |
| 9月13日(金) | | 南魚沼市 | 南魚沼市ふれ愛支援センター(研修室) | 40名 |
| 9月18日(水) | | 柏崎市 | 柏崎市産業文化会館(第1会議室) | 24名 |

※「まちなかキャンパス長岡」会場には駐車場がないため、近隣の駐車場または公共交通機関等をご利用ください。 ※各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。
※各会場年6回開催予定の「社会保険事務講習会」に4回以上参加された事業所様には、社会保険の参考図書を進呈します。

申込方法 (一財)新潟県社会保険協会ホームページ[■事業案内1]募集中(催事のご案内)をご確認のうえ同ページに掲載してある(申込書)に必要事項を記入しFAX(025-290-3201)でお申し込みください。



お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

募集中

「島津亜矢 歌怪獣襲来コンサート 割引予約券」を配付します

公演日 新潟県民会館 9月27日(金) 長岡市立劇場 9月28日(土)
[昼の部]13:00開演 [夜の部]17:30開演

※割引予約券の内容は公演会場により異なります。
※割引予約券1枚にて4名様まで割引予約出来ます。
※観覧ご希望の方は、事前にお電話又はPCよりご予約が必要です。
※割引内容等詳しくは、「割引予約券」記載のお問合せ先までお願いします。



申込方法等

下記の申込書に必要事項を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ社会保険協会まで郵送によりお申し込みください。
宛先/〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビルディング6F (一財)新潟県社会保険協会
※配付枚数はお一人1枚とし、予定枚数に達した時点で配付終了となります。 ※先着順に「割引予約券」をお送りします。

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和6年度

「島津亜矢 歌怪獣襲来コンサート 割引予約券」配付申込書

希望する会場に○を付し、希望枚数(お一人1枚)、ご担当者様氏名、事業所名称・所在地等をお書きください。

| ご希望の会場 | 希望枚数 | ご担当者様氏名 |
|-----------------|------|---------|
| 新潟県民会館 ・ 長岡市立劇場 | 枚 | |

事業所名称

事業所所在地

電話番号

募集中

「ボウリング1ゲーム無料券」を配付します

無料券対象ボウリング場
グランドボウル黒埼(新潟市西区山田) **利用上の注意点** ●お一人様1日1枚限りご使用可
ポップボウル柏崎(柏崎市茨目) **利用上の注意点** ●お一人様1ゲーム無料でボウリングが利用できます ●2ゲーム以上プレイされる場合に限り有効です(1日1枚のみ有効)
●団体予約及び大会にはご利用できません ●バック料金、他券との重複利用はできません

申込方法等

下記の申込書に必要事項を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ社会保険協会まで郵送によりお申し込みください。
宛先/〒950-0087 新潟市中央区東大通1-2-25 北越第一ビルディング6F (一財)新潟県社会保険協会
※申し込み締め切り/9月13日(金)(当日消印有効) ※配付枚数は、お一人4枚までとし、申込多数の場合は抽選となります。

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和6年度

「ボウリング1ゲーム無料券」配付申込書

希望するボウリング会場に○を付し、希望枚数(お一人4枚まで)、ご担当者様氏名、事業所名称・所在地等をお書きください。

| ご希望のボウリング場 | 希望枚数 | ご担当者様氏名 |
|----------------------|------|---------|
| グランドボウル黒埼 ・ ポップボウル柏崎 | 枚 | |

事業所名称

事業所所在地

電話番号

■ 事業主・ご担当者様向け ■ 被保険者様向け

募集中

カラダもココロもリフレッシュ!

「クアオルト健康ウォーキング」

参加費
無料

参加者
特典あり

「クアオルト」はドイツ語で「健康保養地・療養地」を意味します。
「クアオルト健康ウォーキング」は、ふだん歩くよりも効果的に、しかも、がんばらなくてもOK。
専門家ガイドと一緒に「クアオルト健康ウォーキング」を体験してみませんか?

開催日 令和6年9月28日(土) ※現地集合・現地解散 **募集人員** 50名(最少催行員20名)

開催場所 ロッテアライリゾート(妙高市両善寺1966 TEL 0255-75-1155)

集合時間 午前10時までにロッテアライリゾート①第1駐車場にお集まりください(駐車場案内図参照)。



駐車場案内図



当日のスケジュール

- 10:00までにロッテアライリゾート①第1駐車場に集合
- 10:10~10:30 コース説明・ウォーミングアップ体操、血圧測定など
 - 10:30~12:00 クアオルト健康ウォーキング
 - 12:00~12:30 クールダウン体操、抽選会など(解散)

宿泊優待



クアオルト健康ウォーキング参加者の方は、9月27日(金)・28日(土)、「特別宿泊料金」でロッテアライリゾートホテルにご宿泊いただけます。

— 申込方法等詳しくは、社会保険にいがた7月号または(一財)新潟県社会保険協会HP ■事業案内1)募集中(催事のご案内)をご覧ください。 —

募集中

知って安心

「シニア世代の年金・雇用保険・健康保険」セミナー開催

どなたでもご参加
いただけます

参加費
無料

働き方やライフスタイルが多様化する今日、シニア世代を支える年金や健康保険に関する知識は不可欠です。当セミナーでは、複雑で分かり難いと言われる年金制度の他、雇用保険・健康保険の各制度について、わかりやすく解説します。社会保険事務の担当者や年金委員・健康保険委員の方に限らず、これからの働き方やライフプランをお考えの被保険者の方等、どなたでも参加いただけます。

開催日時等 下記の「参加申込書」をご確認ください。 **講師** 特定社会保険労務士

- 主な内容** 複雑な60歳からの年金・雇用保険・健康保険
- 年金は何歳から、どれくらい受けられる? ●働きながら受ける年金/在職老齢年金
 - 60歳以上で働く場合の給付金/高齢者雇用継続給付
 - 定年退職でも失業給付が受けられる ●退職後の健康保険

申込方法等

下記の申込書に必要事項を記入し、各会場の開催日1週間前までに(一財)新潟県社会保険協会あてFAX(025-290-3201)によりお申し込みください。
※定員に達した場合のみご連絡いたします。

お問い合わせ 一般財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337



- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和6年度

知って安心「シニア世代の年金・雇用保険・健康保険」セミナー 参加申込書

希望する会場に○を付し、参加者氏名、事業所名称・所在地等をお書きください。 各会場とも開催時間は13:30~15:30まで(受付 13:00~)

| 希望会場 | 開催日 | 会場 | 定員 |
|---------|-----------|---|----|
| | 10月10日(木) | 燕三条地場産業振興センターリサーチコア・研修室4(三条市須頃1-17) | 48 |
| | 10月16日(水) | 新発田市生涯学習センター・第1研修室(新発田市中央町5-8-47) | 30 |
| | 10月17日(木) | 上越市市民プラザ・第二会議室(上越市土橋1914-3) | 52 |
| | 10月21日(月) | 新潟テルサ・特別会議室(新潟市中央区鐘木185-18) | 60 |
| | 10月22日(火) | 南魚沼市ふれ愛支援センター・研修室(南魚沼市坂戸399-1) | 40 |
| | 10月24日(木) | 柏崎市産業文化会館・第1会議室(柏崎市駅前2-2-45) | 24 |
| | 10月28日(月) | まちなかキャンパス長岡301会議室(長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト3階) | 56 |
| 参加申込者氏名 | | | |
| | | | |
| | | | |

事業所
名称

事業所
所在地

電話
番号

募集中

とちおの魅力を歩いて学ぶ

栃尾・街歩き

参加費
無料

参加者
特典あり

- 開催日** 令和6年10月19日(土) ※現地集合・現地解散
- 募集人員** 50名(最少催行人員 20名)
- 集合場所** 午前9時50分までに「道の駅R290とちお」(長岡市栃尾宮沢1764)駐車場にお集まりください。
- 参加資格** (一財)新潟県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方(被保険者)とご家族(被扶養者)
※約7km、3時間程度歩ける方(途中階段あり)
※令和6年度の「協会費」が納入済みであることをご確認のうえお申し込みください。
- 服装等** 歩きやすい服装(長ズボン、長袖シャツなど)、歩きなれた靴(運動靴など)、タオル、雨具などをご用意ください。

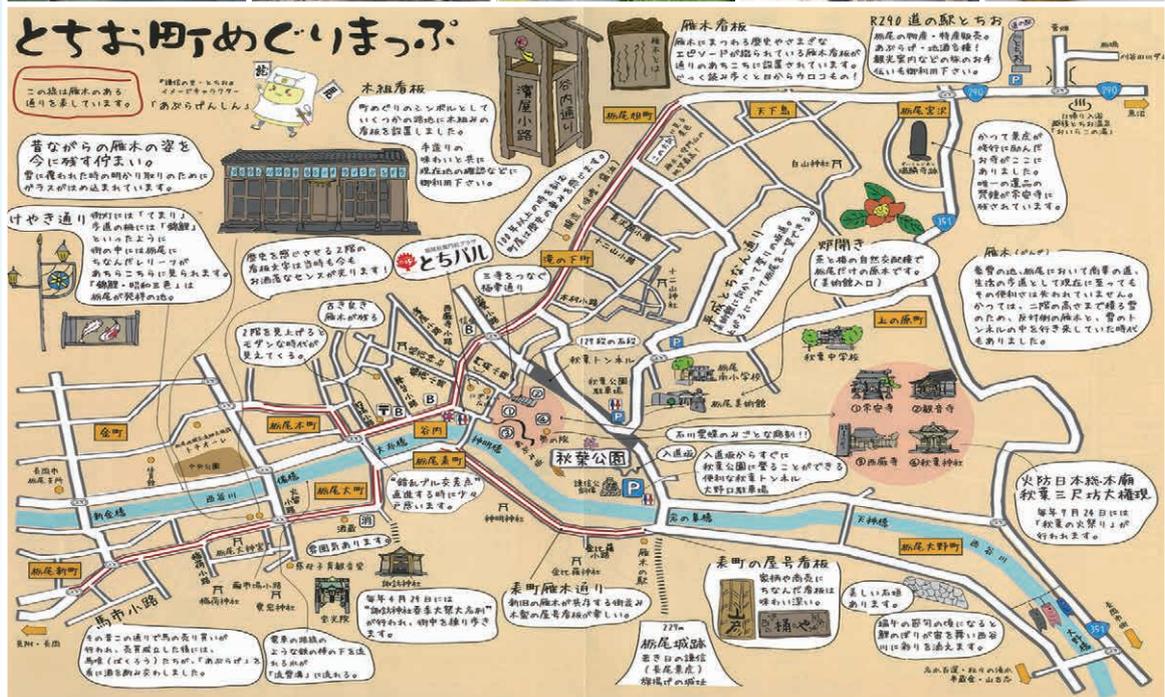
申込方法

下記の参加申込書に必要事項を記入し、10月7日(月)までに(一財)新潟県社会保険協会あてFAX(025-290-3201)によりお申し込みください。
※申込多数の場合は抽選により参加者を決定し、参加申込代表者様あてご連絡します。



当日のスケジュール ※小雨決行

- 10:10~10:15 注意事項等説明・ストレッチ体操など
- 10:15~13:00 栃尾・街歩き ●13:00~13:15 抽選会など・解散



お問い合わせ 一般財団法人新潟県社会保険協会 TEL.025-240-5337

- 切り取らずコピーしてお使いください -

令和6年度

栃尾・街歩き ~とちおの魅力を歩いて学ぶ~

| 氏名 | 年齢 | 性別 | 住所 |
|--------|----|----|----|
| (ふりがな) | | 〒 | |
| (ふりがな) | | 〒 | |

申込日 令和6年 月 日 事業所所在地

事業所名称 管理 No tel fax